

北九州市監査公表第23号

令和6年11月15日

北九州市監査委員	中	西	満	信
同	廣	瀬	隆	明
同	村	上	幸	一
同	奥	村	直	樹

監査委員の監査の結果に基づき、措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法第199条第14項の規定により、次のとおり公表する。

- 1 監査の種類
定期監査（工事監査）
- 2 措置を講じた局等
産業経済局
- 3 監査の期間
令和5年11月22日から令和6年5月29日まで
- 4 監査公表の時期
令和6年7月19日（令和6年監査公表第17号）

5 監査の結果に基づく措置状況

(1) 産業経済局

監査の結果	措置状況
<p>ア <u>工事に係る委託の契約事務について</u> (農林水産部農林課) [5] ため池廃止(二番池) 詳細設計修正業務委託</p> <p>本業務委託は、農業用ため池としての使用が無くなった若松区大字二島の二番池の廃止工事に係る修正設計業務である。</p> <p>工事に係る委託契約については、市副市長以下専決規程(以下「専決規程」という。)では、予定価格の金額に応じて契約決裁権者が定められている。</p> <p>この業務委託は、予定価格が100万円を超える工事に係る委託のため、技術監理局契約課において契約すべきであったが、専決規程に反して担当課で契約していた。</p> <p>適正な事務処理をされたい。</p>	<p>今回の指摘は、委託起工時のチェックが不足していたことが原因で生じたものである。</p> <p>今後、同様の間違いが生じないように、委託の起工時に作成する起案用紙に業務内容の種別(工事に係る委託又は工事に係らない委託)を記載することとした。</p> <p>さらに、業務マニュアルに契約内容や契約予定金額に対する契約担当課の一覧表を追記した。</p> <p>また、課内の職員に対しては、令和6年5月24日の事務改善会議にて、指摘内容を周知し、再発防止の徹底を図った。</p> <p>《局全体の対応について》</p> <p>令和6年7月17日実施の局内幹部会において、今回の指摘事項の内容を説明し、適正に事務を執行するよう周知した。</p> <p>また、本指摘事項のほか、他局分を含む過去10年間の事務監査指摘事項及び過去11年間の工事監査指摘事項について、各課の事務改善会議において周知徹底を行うよう依頼した。</p>

注・・・[]内の数字は、令和6年監査公表第17号の別表1 本工事抽出一覧表の番号を示す

監 査 の 結 果	措 置 状 況
<p>イ <u>工事の契約事務について</u> (農林水産部農林課) (ア) (軽微な工事) 展示林事業標示板設置工事 (その1) (イ) (軽微な工事) 展示林事業標示板設置工事 (その2)</p> <p>上記の工事は、森林や木にふれあう機会を拡大するため、身近にある森林の整備を行う展示林事業の一環として、標示板を設置するものである。</p> <p>これらの工事において、標示板の仕様の変更を口頭により指示していたが、契約変更の手続きを行っていなかった。</p> <p>この結果、当初契約した図面と、実際に施工した内容が一致しておらず、不適切な契約事務となっていた。</p> <p>適正な事務処理をされたい。</p>	<p>今回の指摘は、変更契約事務の失念が原因で生じたものである。</p> <p>今後、同様の間違いが生じないように、業務マニュアルに契約変更手続きについて追記した。</p> <p>また、課内の職員に対しては、令和6年5月24日の事務改善会議にて、指摘内容を周知し、再発防止の徹底を図った。</p> <p>《局全体の対応について》</p> <p>令和6年7月17日実施の局内幹部会において、今回の指摘事項の内容を説明し、適正に事務を執行するよう周知した。</p> <p>また、本指摘事項のほか、他局分を含む過去10年間の事務監査指摘事項及び過去11年間の工事監査指摘事項について、各課の事務改善会議において周知徹底を行うよう依頼した。</p>